原著論文

いじめ事案における学校教職員に対する懲戒処分 - 姫路市立中学いじめ事件上告審判決を契機に-

宮﨑 秀一

北里大学 獣医学部

要旨

いじめによる重大事態は、2013年のいじめ防止対策推進法の制定後も発生し、その中には教職員がいじめに加担したり助長したりする事例が散見される。被害児童生徒を救済すべき立場にありながらそうした非違行為を行った教職員には任命権者による懲戒処分が科されるが、現状では懲戒権者に大幅な裁量があるため、処分の軽重も区々である。2020年の最高裁判決は、防止法および自治体のいじめ防止基本方針に反する教職員の非違行為を認定して停職6月の処分を適法とし、傍論において処分基準の不備を指摘した。本稿は、公立学校において児童生徒間のいじめに際し不適切対応を行った教職員に対する47都道府県20政令市の懲戒処分基準を分析し、体罰事例に比して未制定の自治体が多いこと、他方、重大事態が発生した後に同基準を作成する傾向も見られることを検証した。処分基準の明示は、いじめの早期発見、早期対応および救済を促す効果が期待され、同時に教員の身分保障法理にも叶う。教育行政の地方分権を基本に、未策定の自治体は先行する自治体を参考に早急に基準を策定すべきことを提言する。

キーワード:いじめ防止対策推進法、教職員の非違行為、学校設置者の懲戒権の裁量、 教員の身分保障、不利益処分における適正手続、懲戒処分の基準

はじめに

学校におけるいじめを原因とする児童生徒の自死(自殺)や長期にわたる不登校など重大かつ悲惨な事件・事象は後を絶たない。1986年の東京中野区立中学、1994年愛知県西尾市立中学、2011年滋賀県大津市立中学など、児童生徒の命が失われるケースが起きる度に、いじめ根絶に向けた学校への緊急通知が発せられ、全国的調査点検、またいじめの定義そのものの修正などを通じ、予防、早期発見、早期対応の必要性が叫ばれてきた。

そして2013年には学校における児童生徒のいじめに特化したいじめ防止対策推進法(以下「いじめ防止法」と略)が制定された。しかし同法が定める多様ないじめ防止施策にかかわらず、その後も同種の事件が全国的に起きており、今日なおいじめを原因とする悲劇の解消には程遠い。

特に問題なのは、それらのケースの中には、いじめの早期発見、相談、指導や支援など学校・教職員側の対応が適切であれば最悪の結果は回避できた、あるいは事後の調査、再発防止、問題解消などへの対応が適切さを欠いた事案が少なくないことである。前掲中野区立中学事件において、クラス集団がいじめ被害生徒の死を想定した「葬式ごっこ」の中で、担任を含む複数の教師が生徒らに交じって色紙に「別れの言葉」を寄せ書きするという軽率極まりない行為が被害生徒を絶望の淵に追いやった。また大津市立中学事件では、被害生徒が自死する前にいじめについてクラス担任に相談したが適切な対応がとられず、いじめの事実を学校教職員間で共有しなかった。また事件後もアンケートでいじめの証言が多数あったにも関わらず公表しなかったなどの事実が明るみになった。

こうした場合、かりに、いじめ被害の発生に、教職員の加担や助長、放置、黙認、いじめ発生後の必要適切な調査の不実施、情報の隠蔽など、教育者としての倫理に悖る行為があれば、服務上の非違行為に当たるとして懲戒処分を受ける可能性がある。

いじめは、いじめ被害児童生徒の「教育を受ける権利を著しく侵害する」ことにとどまらず、「その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え」、「生命又は身体に重大な危険を生じさせ」、人としての「尊厳」にもかかわる行為である(いじめ防止対策推進法1条)。学校の教員がそのような児童生徒間のいじめに上記のような関わり方をすることは、教職員としての自覚を欠く非違行為に相当するとして一定の処分を免れないであろう。

近年この種の事案において、いじめの予防や救済の任に当たるどころか、不適当な対応によりむしろ事態を悪化させた教職員への処分が軽すぎたり、処分保留になったりする状況を背景に、これをより確実に処分するよう制度を改めることで、いじめ被害を抑制すべきとの世論の高まりもある。

もとより、こうした事件・事象は一部の教職員が引き起こしたもので、大半の学校ではいじめ防止法の趣旨に則り、日々いじめのない学校づくりに努力しているはずである。いじめ問題にとどまらず、不登校や非行、家庭における虐待など子どもを取り巻く課題は多様化する一方、社会の国際化、情報化の波は教員の職務の核心である教育内容に大きな変化をもたらすなど——働き方改革のスローガンとは裏腹に——教職員の多忙化は一層深刻になっている。また、教員は専門職として「その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され・・・なければならない」(教育基本法9条)から、懲戒等の処分を科すためには適正な手続(デュープロセス)が保障されなければならない。

本稿は、いじめ事案発生時の関係教職員に対する懲戒処分の現行制度を、判例および関係法令等で確認し、その問題点と今後の在り方について考察するものである。

1 現行法制下のいじめ事案における教職員の責務

(1) いじめ防止対策推進法における教職員の責務

児童生徒間のいじめ発生時に教職員が対応すべき責務に関して、いじめ防止法には次の2つの条文がみられる(下線は引用者)。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で<u>い</u>じめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」

(いじめに対する措置)

第23条1項「<u>学校の教職員</u>、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者<u>は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」</u>

これらは、児童生徒が実際にいじめを受けまたは受けていると思われる際、教職員は関係機関と連携し学校として組織的対応により、「適切かつ迅速」な「対処」ないしは「措置」をとるべきことを定めるが、その「責務」の内容について具体的・詳細な規定はなく、またこれら責務の履行違反に対しいかなる制裁が科されるべきかについても示してはいない。

したがって、いじめ防止法自体は、同法が定めるいじめ防止対策が、①児童生徒が「安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず」いじめをなくすべきこと、②「いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題」について児童生徒自身に理解を深めさせること、③いじめ被害児童生徒の「生命及び心身を保護すること」の重要さの認識に立って関係者の連携によりいじめ問題を克服すべきこと、の3点を「基本理念」としつつ(以上第3条)、学校教職員が果たすべき責務を、学校組織を通じた「適切かつ迅速」な「対処」または「措置」であるとして一般的・包括的に規定する(第8条・第23条)にとどまる。換言すれば、教職員の行為が現にいじめ被害の一因である場合や、被害を回避できなかった原因である場合に、その責任をどのように問うかは同法の射程外の問題としているのである。

(2) 公務員法上の服務義務の適用

いじめ被害が生じた際に、教職員が「適切かつ迅速」な「対処」・「措置」を取るべき義務・責務を怠る「非違行為」が認定された場合、服務上どのような処分を受けるであろうか。以下では公立学校の教職員を例に、その服務上の義務を定める地方公務員法(及び教

育公務員特例法)に即して検討する(なお、いじめ被害に関して学校設置者が損害賠償を求められる民事責任については、体罰や学校事故の場合の法理が判例上蓄積されており、いじめ事案にも援用される)。

公立学校教職員は、一般公務員と同様、公務外での犯罪行為から道路交通法違反までの多様な非違行為を犯した場合、地方公務員法29条1項各号の事由に該当すると認定されて懲戒処分を受ける。また、学校教育法が禁じる体罰行為に対する処分、児童生徒への性的ハラスメント行為に科される特に厳格な処分が教育公務員としての特徴である。懲戒処分の発令は、公立学校の場合、任命権者である都道府県または政令市の教育委員会であり(地公法6条)、その権限行使には広範な裁量が認められる。文部科学省は毎年、全国の「公立学校教職員の人事行政状況調査」結果の中で、年間数百件に上る教育職員の懲戒処分について集計・報告している(なお、同調査によると、上掲・地公法29条が列挙する懲戒処分とは別に、訓告、厳重注意などの法定外の事実上の処分件数も数千件に上る)。

(懲戒)

第29条「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 <u>この法律</u>・・・・又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは<u>地方公共</u> 団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」(2~4項省略)。

そして、これらと同様に、いじめ事案にかかる公立学校教職員の対応が著しく不適切な場合、地方公務員法29条1項各号のいずれかに該当すると認定される可能性がある。特に、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った」(2号)が適用される蓋然性が高いだろうが、例えば教職員がいじめに加担したり助長したりしたような事実があれば「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」(3号)に相当するケースも考えられる。

さらには、(1)で見たように、いじめ防止法が教職員のいじめに対する適切な対応義務(8条、23条)を定めたことで、地公法32条の法令遵守義務を媒介として、「この法律[=地方公務員法]・・・に違反」(1号)したとされる可能性もある。いじめ防止法自体は、いじめ事案に関する教職員への懲戒処分の要件や処分の種類に関する基準を規定していないが、いじめ事案における教職員の行為(または不作為)を同法上のいじめ対応義務違反として懲戒処分を科すことについて裁判所がどう判断するかが注目されてきた。この点につき2020年、最高裁として初の司法判断が示された。

2 いじめ事件をめぐる教職員処分判例~姫路市立中学校教員懲戒事件~

兵庫県姫路市立中学校において、いじめへの不適切な対応により重大な結果を招来したとして責任を問われ懲戒処分を受けた教員が処分取消等を求める訴訟を提起した。一・二審で結論が分かれた後、上告審で最高裁判所は2020(令和2)年7月6日に判決を下した。本判決は最高裁が初めていじめ防止法を適用し、いじめ事案における教職員の服務上の責任について判断を示しており、今後のいじめ防止諸施策のあり方との関連で注目に値する。

(1) 事実関係の概要

本裁判は、姫路市立中学校教諭のXが、平成28年2月23日付けで任命権者である兵庫県教育委員会(以下県教委)がXに下した停職6月の懲戒処分の取消しと、同処分によって失った給与等の損失および精神的苦痛に対する慰謝料等の支払いを求めた事案である。

処分理由はXが、勤務先中学校において発生したいじめ事件に関連して行った行為が、 地方公務員法29条1項に定める懲戒事由「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」 (2号)、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」(3号)に該当するという ものであった。処分に至る具体的事実関係は以下のとおりである。

Xは自らが顧問を務める当該中学校柔道部において、最有力選手である3年生のDが1年生のAを殴打し全治1カ月の傷害を負わせるいじめを行ったのを知りながら、Dを対外試合に出場させるため、A及び副顧問のG教諭に対し階段から転んだと医師に虚偽の申告をするよう指示した。しかし、事実を知った校長Hが市教育委員会の指示によりXに対し、近畿中学校総合体育大会へのDの出場を職務命令として禁止したが、Xはこれに従わずにDを大会に出場させた。その際、XはHに対し、いじめであれば何でも出場辞退させるのか、自分は命懸けだから処分は覚悟の上である、などと抗議した。この件を含めたXの一連の非違行為に対して姫路市教委は、いじめ事案の解決を最優先せず校長の職務命令に従わなかった点などが、地公法上の「信用失墜行為」であるとして、処分庁である兵庫県教委に相応の処分を求める内申を行った。兵庫県教委は、地公法29条1項及び兵庫県職員懲戒条例に基づき原告に6か月間の停職処分を言い渡した。Xは、翌年度他校に転任する人事異動を発令されたが、処分満了前に辞職し本訴訟を提起した。

第一審神戸地方裁判所は原告Xに対する懲戒処分は任命権者の裁量の範囲内にあるとして請求を棄却したのに対し、控訴審において大阪高等裁判所は、停職6月は重きに失するという原告・控訴人の主張を認め、被控訴人(兵庫県)に処分取消しと慰謝料55万円の支払いを命ずる判決を下した。これに対し、被控訴人が上告したものである。

(2) 上告審判決の要点

最高裁判所第一小法廷は裁判官5人全員一致で、原審大阪高裁判決を破棄し、X(被上告人)に対して兵庫県(上告人)の行った懲戒処分は適法であるとの判断を示した。

主要な判示内容は以下のとおりである(下線は引用者)。

①「Aは、柔道部の上級生であるD及びEによる継続的ないじめの被害に遭い、さらに、

本件傷害事件により明らかな傷害を負うに至っている。被上告人は、本件中学校の教諭及び柔道部の顧問として、同事件を機に<u>これらの事実を把握しながら</u>、A及びG教諭に対し、受診に際して医師に自招事故によるものであるとの<u>事実と異なる受傷経緯を説明するよう指示した上、自らも医師に連絡して虚偽の説明をする</u>などしている。(中略)このことは、被害生徒であるAの心情への配慮を欠き、また、G教諭が校長等に報告することを暗に妨げるものということができるのであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない。」

- ②「このように、被上告人による本件非違行為1は、いじめの事実を認識した公立学校の教職員の対応として、法令等に明らかに反する上、その職の信用を著しく失墜させるものというべきであることから、厳しい非難は免れない。」
- ③「本件傷害事件やそれまでの一連のいじめにおけるDの行為は重大な非行であり、そのような行為に及んだDについて、教育的見地から、柔道部員として対外試合に出場することを禁ずることは、社会通念に照らしても相当であって、(中略) H校長がDを近畿大会に出場させないよう被上告人に命じたことは、職務命令として正当であったというべきであり、これに従わずDを同大会に出場させた被上告人による本件非違行為2は、本件傷害事件等の重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、校長による職務命令に反してまで柔道部の活動や加害生徒であるDの利益等を優先させたものであって、その非違の程度は軽視できない。」
- ④「本件非違行為3は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであり、本件非違行為1及び2と共に、生徒の規範意識や公正な判断力等を育むべき立場にある公立学校の教職員にふさわしくない行為として看過し難いものといわざるを得ない。」
- ⑤「以上のとおり、本件処分の理由とされた一連の各非違行為は、その経緯や態様等において強い非難に値するものというほかなく、これが本件中学校における学校運営や生徒への教育、指導等に及ぼす悪影響も軽視できない以上、上告人や姫路市の公立学校における公務への信頼をも損なわせるものであり、非違行為としての程度は重いといわざるを得ない。」
- ⑥「<u>県教委は、懲戒処分についての処分基準を定めておらず</u>、処分を11段階に区分し、減 給及び停職については各3段階としているというのであるが、そのことにより適切な処分 の量定の選択が妨げられるものということはできない。」
- ⑦「本件処分は、本件懲戒条例の下では免職に次ぐ相当に重い処分であり、ま<u>た処分の量</u> <u>定に関する上告人の主張には、個々の加重事由の考慮方法が形式的に過ぎるなど、直ちに</u> <u>首肯し難い点もある</u>ものの、前記のような一連の各非違行為の非違の程度等を踏まえる

と、被上告人に対する処分について、県教委が停職6月という量定を選択したことが、<u>社</u>会観念上著しく妥当を欠くものであるとまではいえず、県教委の判断が、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。」

(3) 本件判決が提示するいじめ事案における教職員の責務に関する論点

(i) いじめ対応における学校・教職員の重責性

原審大阪高裁判決は、本件のいじめ事実についてXの虚偽説明指示(非違行為 1)について「いじめ防止法やこれを受けた各いじめ防止基本方針の趣旨に反する不適切なものというほかない」と認定する一方で、懲戒処分の量定判断をする段においては、「現に[被害生徒]Aが適切な治療を受けられなかったなどという事情も認められない」こと、「医師に対する本件傷害事件の秘匿を直ちにa中学校へ内での秘匿と同視することはできず、・・・その後のa中学校としての組織的対応に支障を来す結果をもたらすものではなかったことは明らかである。その意味で、控訴人の虚偽説明指示が、本件傷害事件の『隠蔽』ないし『隠匿』とまで評価することは困難であり、その悪質性の程度がそれほど高いとはいい難い。」(下線は引用者。以下同じ)と判示し、また控訴人(兵庫県)が、大津市立中学校生徒いじめ自殺事件において担任教諭が減給10分の1・1月の処分を受けたのに比しても「はるかに悪質」と主張した点について、同事件では「被害生徒の自殺という極めて重大な結果を招いたことに鑑みると、上記懲戒処分後にいじめ防止法が施行されたことを考慮しても、控訴人の上記限度での虚偽説明指示が、・・・はるかに悪質であるなどとは断じ難い。」と、Xの行為の悪質性が顕著とはいえないという立場であった。

これに対し最高裁は、上記①のとおりXの言動は「D及びEによる継続的ないじめの被害に遭い、さらに、本件傷害事件により明らかな傷害」を負っている「被害生徒であるAの心情への配慮を欠き」、また「医師に実際の受傷経緯が伝えられることを妨げ、誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるもの」であり、結果的に「本件中学校等における組織的対応に支障が生ずることはなかったとしても、・・・<u>重大な非違行為</u>であることが否定されるものではない。」と評価した。

教員によるいじめ発生時の言動・対応の懲戒事由該当性及び懲戒の種類・量定の判断において、控訴審判決が、教員の言動の主観的動機の斟酌(加害生徒Dの大会参加願望への配慮、試合成果獲得)や、いじめ被害結果の軽重(大津事件の生命喪失と本件の暴行傷害)を考慮したのに対し、上告審判決は、対照的に、教員の言動におけるいじめ正当化姿勢の悪質性と被害生徒の尊厳の侵害(被害生徒Aの心情)の重大さを重視する。

これは、あたかも体罰の許容範囲が争われた際の判断の難しさに相似するといえる。「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、・・・児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」(学校教育法11条)と「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児

童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」(いじめ防止対策推進法3条1項)とは、ともに理念として体罰、いじめの根絶を宣明していたものである。しかしどちらも現実の学校教育現場での根絶は難しく、それぞれその法の定義に照らして解釈し判断せざるを得ない。両者の明らかな違いは、体罰に関しては過去数十年にわたる多数の懲戒処分を踏まえ相当程度明確な処分基準がほとんどの都道府県・政令市において作成されている点にあるといってよい。

(ii) いじめ事案における教職員の対応行動に関するいじめ防止法および自治体基本方針 の法規範的性質

大阪高裁控訴審判決と最高裁判決はともに、X (控訴人・被上告人)の言動が、教職員はいじめを受けていると思われる在籍児童生徒に適切かつ迅速に対処する責務(いじめ防止法8条)を怠ったと認定し(前掲上告審判決①・②参照)、これを事由とする懲戒処分の妥当性を認めた。すなわち、同法をいじめ関連事案における教職員懲戒処分の裁判規範として適用しうることを明らかにしたのである。

さらに最高裁はXの行為が「いじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する」として、同法に基づき地方公共団体が作成する「いじめ防止基本方針」を――おそらくは地方公務員法29条1項1号の『地方公共団体の機関が定める規程」に該当するとの解釈に基づいて――教職員のいじめ防止に関する法規範とみなす(実際、判旨①の「いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて組織的に対応することを求める」との部分は、兵庫県および姫路市の「いじめ防止基本方針」の表現に近い)。

だが、本件のように義務教育段階の公立学校教職員は、任命権者である都道府県教委と 設置者である市町村教委の2つのいじめ防止基本方針が適用されることになり、またさら には各所属学校にも基本方針があるので、国を含めると4段階の基本方針を把握する必要 がある。市町村立学校教職員は、これらすべてを法規範として遵守しなければならない(控 訴審判決は、姫路市および当該校のいじめ防止基本方針をも援用している)。

基本指針の内容は広範にわたっており、その目的は、いじめ防止のための自治体の姿勢を表明することを主眼に、教職員に対しては、いじめに対応する際の心得や手引きとして策定されたものと捉えるべきではないだろうか。もしこれらすべてが教職員にとって法的拘束力のある基準であるとすれば、人事異動のたびに市町村および所属校の基本方針が提示する法規範が変容することとなり、合理性・現実性を欠くと考えられる。

(iii) いじめ事案に関する教職員の懲戒処分基準

いじめ発生事案において、いじめ防止法は、教職員はこれに適切・迅速に対処すべき責務を負うと一般的に定める(8条)ものの、より具体的に、教職員のどのような行為がこの責務に反し、またいかなる処分に当たるか、の明確な判断基準はどこに求められるだろ

うか。筆者は、これをいじめ防止基本方針にではなく、本事件発生時(2016年)、兵庫県教育委員会では未制定であり事件後の2020年——最高裁判決の直前——に定められた、教職員の「懲戒処分基準」がその機能を果たすべきであると考える。

控訴審判決と上告審判決の結論の分岐点となったのは、最高裁が判示⑥、⑦で認めると おり、兵庫県教委が「懲戒処分についての処分基準」を定めない一方で、一連の非違行為 を総合的に量定し停職6月という処分を選択したことの適否にあったと考えられる。

最高裁は、加重事由の考慮の仕方が形式的な面はあることは認めつつ、裁量権の範囲の 逸脱や濫用に当たるとまではいえないとの判断を示した。これに対し、原審高裁判決は、 「処分基準を定めることさえしないまま」「懲戒免職に次ぐ極めて重い処分といえる停職6 月と量定することが、処分行政庁[兵庫県教委]の合理的な裁量の範囲内にあるものとは到 底考えられない。」として処分取消しの判断に至った。

仮に処分当時、同県においても懲戒基準が存在していれば、これに基づき合理的な処分がなされ、両裁判所判決にこのような乖離は生じなかったと思われる。

3 いじめ事案における教職員の不適切対応に関する懲戒基準

(1) 教育委員会による教職員懲戒基準作成と公表の状況

文部科学省は前述した「公立学校教職員の人事行政の状況調査」の一環として、全国の都道府県・政令市において教育職員の懲戒処分に関する処分基準の作成と公表の取組状況を調査公表している。処分基準の構成は、神奈川県教育委員会「懲戒処分の指針」を例にとると、総則に当る「1 基本事項」と具体的基準を詳細に定める「2 標準例」に大別される。

前者では、教職員としての使命感、倫理感の保持の重要性を説き、それを損なう非違行為に対する「懲戒処分の程度の標準的な目安」を示すものとし、具体的な処分決定は、「①非違行為の動機、態様及び結果の程度、②故意又は過失の程度、③児童生徒、保護者、県民及び他の教職員に与えた影響の程度、④非違行為を行った教職員の職責の程度、⑤過去の非違行為歴」等のほか、「日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断する」などと懲戒権行使の際の判断の基本原則を提示している。

後者では、非違行為の分類として、(1)交通事故関係、(2)不適切な指導等、(3)わいせつな行為等、(4)一般服務関係、(5)公金等の取扱い、(6)公務外非行、を挙げている。このうち、いじめに関連する非違行為は、体罰とともに(2)の中に位置づけられ、「イ 不適切な言動等」として「児童生徒の心を傷つける言動、児童生徒間のいじめの放置又は助長等の不適切な言動等」としている。また、これに該当する場合、さらにその態様等により分類しそれに対応する懲戒の種類とともに、「①児童生徒の被害の程度が重い場合、常習的に行っていた場合、不適切な言動の態様が特に悪質な場合・・・免職、停職又は減給。②①以外の場合・・・不適切な言動等の態様、児童生徒の被害の状況等に応じて、

処分を決定」(下線は引用者)と定めている。

文科省としては、懲戒処分のような行政処分においても――刑事分野における罪刑法定主義の原則に準ずる意味で――適法手続の観点や情報公開の趨勢に照らし、処分基準の作成・公表を促しているものと思われる。2018(平成30)年4月1日時点では、47都道府県20政令市の教育委員会中、教育職員を対象とする懲戒処分について、上記神奈川県のような包括的処分基準の作成に至っていないのは、滋賀県、兵庫県、香川県、高知県の4県であった(『教育委員会月報』平成31年2月号。54~92頁)。これらの県では、飲酒運転やわいせつ行為など一般職員の処分基準の作成にとどまっており、教育職員固有の体罰その他教育活動に起因する処分を包括する処分基準は作成されていなかった。しかし近年各県政令市教委基準は頻繁に改正されており、文科省の調査結果と各教委ホームページで公表されている基準が相違する例も少なくない。

(2) 兵庫県教委作成公立学校教職員の「懲戒処分の指針|

姫路市立中学校の事案が発生した時点で、兵庫県では飲酒運転と交通事故について一般職員と同様の基準、教育職員については体罰についてのみ部分的な基準が作成されていたのであるが、2020年6月、県教育委員会は、前述した神奈川県教委と同様、教育活動関連事案を含めた包括的な懲戒処分基準を作成・公表するとともに、教育長名で「管理監督者向け」と「教職員向け」に分けて『県民の信頼確保と厳正な規律の保持について』と題する通知を発出している。

「兵庫県懲戒処分の指針」(令和2年6月1日 兵庫県教育委員会。最終改正:令和3年4月1日)の構成は、総則に相当する「第1 基本事項」と、具体的懲戒事案とそれに対する懲戒の種類を例示する「第2 標準例」とから成り、(参考)として標準例で掲げた基準内容を表にした「標準例の一覧」が付されている。

①学校教職員の懲戒基準の適用の原則

兵庫県教職員の「懲戒処分の基準」においては、「第1 基本事項」の最初に「1 制定の理由」として、本基準が「非違行為の予防」を目的として作成したものとしている。

「これまで兵庫県教育委員会が取り組んできた、働きがいのある風通しの良い職場づくりを、より一層推し進めるため、ハラスメントその他の非違行為全般に関する懲戒処分に関する指針を制定し、公表することにより、懲戒処分の透明性を高め、非違行為の予防を図る。」

続いて、「2 基本的な考え方」では、基準があくまでも「標準」例であり、実際の懲戒 処分は「総合的」判断により決せられるとする。

「本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける職員(県立学校の教育職員及び県費負担教職員をいう。以下同じ。)に対する標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。 具体的な処分量定の決定に当たっては、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。また、個別の事案の内容によっては、標準例 に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。 なお、標準例に掲げられていない非違 行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げ る取扱いを参考としつつ判断する。|

②いじめ事案にかかる教職員の懲戒基準

「第2標準例」では、懲戒事由として「1一般服務関係」(欠勤、秘密漏洩、ハラスメント、公文書の不適切な扱いなど、教職員以外の公務員全般に共通する事由)、「2児童生徒関係」(わいせつ行為、体罰とならんで「いじめの防止等」の項目を挙げる)、「3公金等取扱関係」、「4公務外非行関係」、「5飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係」、「6監督責任関係」の6区分を設定している。兵庫県では前述のとおり、本基準作成以前は、5及び2の一部(体罰に関する基準)の作成・公表にとどまっていた。

いじめに関連する懲戒基準としては、上記2の「(3) いじめの防止等」として以下のように定めている。

- 「ア<u>児童生徒の生命、身体若しくは財産に重大な被害を生じさせ、又は児童生徒に相当</u> 期間学校を欠席することを余儀なくさせたいじめに関して、当該いじめを助長した 職員は、停職又は減給とする。
 - イ 上記アのいじめに関して、<u>当該いじめの防止等において、明らかな不作為があった</u> 職員は、減給又は戒告とする。
 - ウ 上記アのいじめに関して、<u>当該いじめの発生当時校長であった職員は、減給又は戒</u>告とする。」(下線は引用者)

本兵庫県の懲戒基準が姫路市いじめ事件当時に作成されていたとすれば、原告(被上告人)Xはアまたはイのいずれかに相当するとして県教委から処分が下され、その適法性につき裁判所が判断するということになったはずで、前出の最高裁判旨⑥・⑦も争点がより焦点化できたであろう。またXの行為がアと認定されれば、当時の校長もウにより監督責任を負い懲戒の対象とされていたことになる。

(3) いじめ関連事案における各県市教職員懲戒基準の比較分類

以下では、上でみた神奈川県と兵庫県を含め全国の自治体の教職員懲戒基準を、自治体ホームページから検索し、いじめ事案についてどのように言及しているかを分析してみる(2021年10月末時点。自治体によっては以後改正されている場合や、改正内容がホームページに反映されていないケースも考えられる)。

(i) 教職員がいじめに「加担」または「助長」する行為を懲戒基準に明記する例

神奈川、兵庫と同様、いじめ事案において教職員自身の行為がいじめ被害・事態を悪化させる悪質性の高いケースを特定し、免職を含む厳しい懲戒を充てるものである。

岩手県(2019.2)の「懲戒処分等の標準処分例」(「第2 標準処分例 2児童生徒に対する非違行為 (3) 不適切な言動!)では、

「ア 児童生徒を傷つけ、又は児童生徒間のいじめを助長するなどの不適切な言動([わ

いせつ等、体罰を除く]) をし、<u>かつ、その様態が特に悪質であった職員若しくは常習的に行っていた職員</u>又は<u>当該不適切な言動により児童生徒に重度の精神的苦痛を与えた</u>職員 免職又は停職。

イ アに掲げるもののほか、児童生徒に対する不適切な言動をした職員 減給又は戒告」 と定める。

さらに東京都(2015.4)「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」では、 「非行の種類:児童生徒へのいじめ

[ア]・児童・生徒へのいじめ又は<u>児童・生徒間のいじめへの加担若しくは助長を行った場合で、その内容が悪質である場合、児童・生徒の苦痛の程度が重い場合(欠席・</u>不登校等)、隠ぺいや常習性がある場合等を総合的に判断

[イ]・児童・生徒へのいじめ又は<u>児童・生徒間のいじめへの加担若しくは助長を行っ</u>た場合。

処分の量定:[ア] <u>免職、停職</u>、[イ] <u>減給、戒告</u>」(下線は引用者。以下同じ) と最も非難される行為類型として「加担」を掲記する。また、都の基準は、重大事態に関 してしばしば問題となるアンケート用紙等重要書類破棄などいじめ事実の隠蔽や隠匿的行 為や常習性も処分の加重要素とすべきことを明示しているのが特徴である。

いじめへの教職員の「加担」・「助長」という例はまれであろうが、東京中野区立中「葬式ごっこ」事件はその典型である。姫路市立中事件も被害生徒Aの受けた精神的苦痛の程度によっては、いじめの「助長」に該当する余地があったといえ、同基準の適用いかんでは免職もあり得たことになる。

(ii)いじめを教職員が「放置」又は「黙認」する行為を懲戒基準に明記する例

この類型は、いじめがあるのを知りながらこれを放置または黙認し被害の発生を阻止しない不行為が該当し、停職以下の処分を充てるものが多い。

仙台市(2016.4)「仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準」(第3 標準例 1 児童生徒(幼稚園児も含む。以下同じ。)に対する非違行為関係)はその一例である。

「(3) いじめへの対応

- ①不適切な指導及び言動により、結果として児童生徒間のいじめを助長し、重大な状態を招いた場合は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- ②児童生徒間の<u>いじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な</u> 状態を招いた場合は、停職、減給又は戒告とする。」

(静岡県(2007.1) 相模原市(?)、静岡市(2007.4)、名古屋市(?)、京都市(2008.5)、

北九州市 (2013.4) も同様)

これに対し、新潟市(2017.4)「新潟市教職員懲戒処分の基準」(第2 標準例 5 幼児児童生徒に対する非違行為)では、悪質性が高い「放置」は免職処分も可能としている。

「(3) 不適切な言動及びいじめへの加担等

- ア 幼児児童生徒に対する不適切な言動、幼児児童生徒間のいじめへの加担・助長又は <u>幼児児童生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した教職員</u>で、重大な事態を招い た場合、<u>その様態が特に悪質な場合、又は隠ぺいや常習性がある場合</u>は、<u>免職、停職</u> 又は減給とする。
- イ 幼児児童生徒に対する不適切な言動、幼児児童生徒間のいじめへの加担・助長又は 幼児児童生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した教職員で、その様態が悪質な 場合は、停職、減給又は戒告とする。」

(iii) 広くいじめへの不適切な対応への懲戒を規定する例

川崎市(2016.5)「教職員の懲戒処分の特例に関する要綱 別表(特例標準例) 2 体罰等」では「児童生徒間のいじめに対し適切な対応がなされなかった場合: 戒告」とするが、注において「※いじめに関する一連の措置は、児童生徒に被害を生じさせないために必要な職務上の義務であり、その義務懈怠の結果が重大であった場合は、量定を加重する。」と定めている。

いじめ事案で重大な結果を招来したケースで教職員の責任が問われるのは、いじめ防止 法でいえば、8条が規定する予防、早期発見、早期対処措置等の「一連の措置」を欠いた「義 務懈怠」とされる事案であろう。しかし同条の対象となる事案はきわめて広範であり、だ からこそ、上記(i)(ii)のように悪質な事例の類型化が進んできたのではないだろうか。

この点からすると、いじめ事案において免職・停職など厳しい処分に該当する、いじめへの加担、助長、隠ぺい、常習性などの(i)、それに次ぐ放置、黙認などの(ii)の類型を明記した上で、これらを除く「不適切な対応」に対する処分として「戒告」相当とすることが妥当と考える(上記川崎市の処分要綱の組立て方はその逆となっているように思える。(i)(ii)のような厳しい処分については、具体的要件の明示が不可欠であり、その上でその他の「不適切な対応」に対し戒告相当と定めるべきであろう)。

(iv) 「いじめ」と明記しないが別な表現でいじめ関連事案に準用する基準を定める例 学校教職員の児童生徒に対する非違行為として「不適切な指導」を掲記する場合は、い じめに関する上記 3 類型がここに含まれると解釈できる。

例えば、岐阜県(2019.4)「懲戒処分の指針」(第2 標準例 6 児童生徒に関する非違行為(1)体罰・不適切な指導)の「エ 児童生徒に対して<u>不適切な指導</u>を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。」や、愛知県(2018.9)「懲戒処分の基準」(第3 標準例 児童生徒に対する非違行為関係 (1) 体罰等)中の「ウ体罰ではないが、児童生徒に対する教職員として<u>不適切な指導</u>をした教職員は、免職、停

職、減給又は戒告とする。」などがある(他に茨城県、宮崎県、札幌市、さいたま市)。またいじめとの関連が曖昧であるが、「不適切な行為」(山形県(2019.2))や「不適切な言動」 (浜松市(2017.4))などもある。

懲戒権者の裁量は、こうした最も広範な基準の適用により、いじめ関連事案における前記3類型の全てにも対応できるのであろうが、他方、現実に事故が生じ紛争に発展した場合はその解釈・適用をめぐって混乱が予想される。児童生徒との関連における処分事由として「体罰」が独立しているように、いじめ事案についての基準も(i)(ii)のような区分を用いて明記すべきと考える。

(v) 児童生徒への不適切な対応等にかかる教職員の懲戒事由の明記を欠く例

最後にいじめ発生時における教職員の非違行為に相当する事由を基準に盛り込んでいない例は現時点でも少なくない。県・政令市全体のおよそ半数を占めていると思われる。

それらの自治体においても、地方公務員法の服務義務規定(30条「全体の奉仕者」性、32条「法令及び上司の職務命令に従う義務」、33条「信用失墜行為の禁止」)を援用することは可能である。しかし、これは(iv)にも増して、適正手続原則の柱である処分事由の事前告知および明確性の原則との乖離が大きい。

懲戒権者の判断の正当性を担保するためにも各県市教委は懲戒処分基準を見直し、その精緻化を進めるべきであろう。

北海道(2017.11)、青森県(2015.4)など

4 いじめ関連事案発生時の学校・教職員の責任法制のあり方

(1) いじめ事案に関する自治体教委による教職員懲戒処分基準の明記・公表

いじめ関連事案において教職員が児童生徒のいじめに加担・助長したり、認知しながら 黙認・放置したりする非違行為はごくまれであろうことを前提として、そのような行為は 当然懲戒に値する。他方、教員の身分保障の法理(教育基本法9条)に照らして、そのた めの処分基準は明確に提示される必要がある。

基準内容としては、上述3で見たように、特に悪質性の高い非違行為は厳しい処分に対応して類型化すべきであり、先行する自治体の事例が参考になる。その場合も、基準はあくまでも「標準例」であり、自治体により差異はあり得る。実際の処分決定においては、被処分者の事件に対する反省の姿勢や他の非違行為の前歴などの要素を考慮に入れ、加重または軽減し得ることが「基本事項」で確認されているところである。また、兵庫県が作成した処分基準の標準例で特筆すべきこととしては、重大事態が発生し、関係教職員の非違行為が認定された場合には、校長のいじめ防止監督責任を――非違行為全般における指導監督責任とは区別して――特記している点である。いじめ防止策の要が組織的対応にあることを重視した基準として注目に値し他の自治体も参考にすべきであろう。

いじめ事案における教職員の非違行為に対する懲戒基準の存在は、①学校・教職員にい

じめ防止に関して負っている重要な責務を自覚させ、②不幸にもそのような事態が生じた 場合には適正な処分決定がなされ、③ひいては、事前防止、早期発見、適切な対応を促す 効果がある。なお、国立及び私立学校においても公立学校の場合に準じて、これに相当す る懲戒基準の作成または見直しがなされる必要があろう。

(2) 教育委員会の専門的裁量権行使と司法判断等による懲戒基準の修正

いじめ事案を含め公立学校における教職員の非違行為に対する徽戒権者は任命権者たる 都道府県等の教育委員会である(地方公務員法6条、29条)。その懲戒権の行使には広範 な裁量が認められ、逆に、処分が社会観念上著しく妥当性・適正さを欠く場合には違法と して裁判で取消され得る。これに関しては、本稿2の上告審判決が引用する最高裁の先例 が以下のように判示している。

「公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行 為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の上記行為の前後におけ る態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般 の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また懲戒処分をする場合にいかなる処分 を選択すべきかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥 当を欠いて裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと 解される。| (平成24年1月16日最高裁第一小法廷判決)

実際、都立学校における国歌拒否懲戒処分を事案とする上記判決では、原告(被上告人) の教員1名については、上告審においても、減給処分が重きに失し違法とされたのである。

どの設置主体による学校であれ、不幸にして本稿2で見たようないじめ事案が生じた際 は、適用されるべき処分基準と処分手続によって判断が下り――公立学校教職員の場合、 処分理由書の交付と、人事委員会・公平委員会の審査請求の場で弁明の機会が与えられ ―さらにその決定に不服があれば提訴して司法判断を仰ぐ機会が保障される。もし処分 が社会観念上著しく妥当性・適正さを欠く場合には違法として裁判で取消され、司法によ る抑制 (=判例法による適切な修正) の機能が働き、場合によっては、兵庫県のように処 分基準そのものが新たに作成されていくのである。

また、これとは違う文脈であるが、いじめ被害を受けた生徒・保護者側が、学校側の不 適切な対応を原因と主張して設置者に損害賠償を求め提訴する民事裁判の過程でも、教職 員のいじめ加担、放置等の事実が非違行為として浮かび上がることもあろう。

(3) いじめ防止責任を果たす学校・教職員の支援策としての防止法・基本方針の位置づけ

いじめ防止対策推進法については、施行以来、様々な改正提言が出されている。その1 つが、いじめ重大事態に相当する事案において教職員の対応が問題となるケースが多発す る中、教職員の責務とその不履行に対する懲戒規定を明記すべきとする見解である。

この主張の意図は、①法改正により学校・教職員においていじめの事前防止、早期発見、 いじめ被害児童生徒の救済、いじめ解消等の効果が期待できる、②国公私立学校の別に対 応して教職員の懲戒権者(任命権者)が異なるため、処分基準ひいては処分結果にも大きな差異がある状況を全国的に標準化すべき、などの点にあると思われる。しかし同法への 懲戒規定の設定は慎重であるべきと考える。

①については、3で論じたように、各都道府県及び政令市教育委員会が作成する教職員の懲戒処分基準がその役割を担うことが、適正な懲戒権行使と教職員の身分保障の均衡の見地からも、またそれを通じて、いじめへの教職員の適切な対応を促しいじめの早期発見、早期対処を可能とするためにもふさわしい。

ただ、いじめ重大事態が認定され、第三者調査委員会が設置される際、中立公正な立場の委員によって構成されることを前提として、調査の過程でかりに教職員のいじめ関与が非違行為に当たると認定された場合には、同調査委員会が――教職員の不適切な対応といじめ被害との関連について客観的評価を提示することにより――間接的に懲戒等を勧告できる仕組を導入する法改正があってもよいであろう。従来の事案には、教育委員会が設置する第三者調査委員会に当該学校と関係性のある委員が選任されたため、教職員の不適切な対応が原因の一端だった事実の解明が不十分なケースもあった。また、いくつかの事件では、いじめ発生の報告を受けた教育委員会自身が事実を隠蔽しまたは隠蔽を指示したこともあり、調査機関が教育行政からも独立していることを担保する改正が不可欠と考える。

②については、いじめ防止法によって懲戒処分のレベルを標準化することは現実的でない。刑事責任が問われる場合やいじめ被害の損害賠償を求める民事紛争の場合と異なり、いじめに関連した教職員の非違行為に対する懲戒処分は、上記引用最高裁判決が示すように、懲戒権者の裁量で決せられる以上、免職、停職、減給、戒告という懲戒の種類が公務員法で法定されていることを超えて、懲戒に付すか否か、また、それらのいずれを選択するかについていじめ防止法が枠づけることは困難である。

姫路市立中事件において、教職員Xの不適切ないじめへの対応行動が、「適切な措置」をとるべき教職員の責務(8条、23条)を怠ったこと自体は、懲戒の根拠の1つとして、いじめ防止法違反が裁判所から認定された。しかしこれは、児童生徒への非難すべき対応としてしばしば懲戒処分の対象となる体罰や性的ハラスメント行為が、学校教育法(11条但書)や刑法(176条等)の禁止規定に懲戒処分の対象となると明示されなくとも、非違行為として懲戒権者の判断の基盤となっており、またどの懲戒処分に値するかの基準も明示されていないことと同様である。これを枠づけるのは、懲戒権者が自らの裁量に基づき判断するための指針として作成した「懲戒処分の基準」しか存在しないのである。

いじめ防止対策推進法の意義は、学校・教職員その他関係者がいじめの解消に向けて効果的に職務を遂行できるよう支援の枠組を創設したことにある。同法が策定を義務づけた国、地方自治体、そして各学校のいじめ防止基本方針も同様である。この点で姫路市立中学校事件最高裁判決が基本方針に教職員のいじめ対応義務の法規範性を認めたのは、基本方針の性格について学校現場に誤解と混乱を招きかねない。基本方針はあくまでもいじめ

防止法(8条・23条)が定めた責務を実務的に説明する資料として位置付けるべきであろ う。このような理解に立つことで、各基本方針は「地域の実情に応じ」(いじめ防止法12条) または「学校の実情に応じ」(13条)、「いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進す る」(防止法11条・12条)ことができるものと考える。

その上で、同法のそのような機能をより実効性のあるものとするために、いじめの定義 の見直し、「いじめの認定」を待たず児童等の心身の苦痛への学校・設置者の適切な対応、 重大事態における記録の保存等に関する2018年の日本弁護士連合会による提言や、いじめ 等について安心してSOSを出し相談する権利、重大事態における学校や学校設置者から被 害者への説明責任等の義務化、公平・中立な構成による第三者調査委員会設置などの喜多 (2016) の提言は前向きに検討すべきと考える。

おわりに

先ごろの文科省調査によると、直近の2020(令和2)年度のいじめ認知件数(517.163件) は、新型コロナ感染症拡大に伴う学校の休校が長引くなどの結果、前年度(612,496件) までの拡大傾向から一転減少に転じたという。しかしこれが一時的傾向で、感染症が収束 して学校での教育活動が正常化すれば、認知件数は再び増加に転じることも予想される。 また、防止法の定義に含むSNSによるいじめは学校の調査の届かない形で拡大傾向にある ことからすると、上記減少したというデータ自体、そのまま受けとめてよいかは疑わしい。

ピーク時の2019年度では小学校で児童1,000人当たりの認知件数75.8人、同じく中学校が 32.8人、高等学校が5.4人である。この夥しいいじめ事象の中で、学校教職員は予防から発 見、対応まで適切に指導する責務を負っている。ひとたび重大な結果を伴ういじめが生じ ると、関係する教職員がこれらの責務を十全に果たさなかったとして懲戒処分を受ける可 能性がある。実際、いじめを苦に児童生徒が自死に追い込まれたと思われる事件が次々に 報道され、学校・教職員の対応に問題があったとされるものが少なくない。

本稿で検討した2020年の最高裁判決の事案では、事件当時、当該県の懲戒処分の基準は 未制定であったが、同年に作成された処分基準はあらゆる非違行為を包括する内容であ り、いじめに関する規定は精緻に組み立てられたものであった。47都道府県・20政令市の 基準にいじめに際しての教職員の責務不履行が処分事由に明記されているかを分析した結 果、自治体によって大きな格差があることが判明した。また各自治体において、いじめに かかる教職員の非違行為について行為形態、悪質性、常習性、児童生徒の被害の程度など に応じて――従来の体罰事例と同様――詳細に規定する例が散見されるようになった。兵 庫県では管轄下の学校における重大事態の発生後に基準が作成されたが、地元での事件発 生やいじめ防止に対する危機感、事件への世論の厳しい批判などがその作成に与えた影響 については、今後、実地調査により検証が必要である。

いじめ防止対策推進法、各段階におけるいじめ防止基本方針、及びそれらが設定する組

織体制がいじめ解消に向けた学校・教職員の実践を効果的に支援することが望まれる。一方、いじめ事案において教職員が不適切な対応をとった場合には、適正な手続と基準によって懲戒処分が正当に行われることにより、正しい意味で学校現場が緊張感を保ちいじめ解消に寄与することを期待したい。

参考文献

- ・文部科学省初等中等教育企画課「平成28年度公立学校教職員の人事行政の状況調査結果」 『教育委員会月報』第69巻・第12号(平成30年3月号)、第一法規、2018, pp. 2-71
- ・「最高裁平31 (行ヒ) 97号、令和2年7月6日第一小法廷判決」『判例時報』2472号 (2021年4月21日号)、判例時報社、pp.13-15
- ・小野田正利「<インタビュー>大津のいじめ事件から10年:いじめの今とこれから」『季刊 教育法』210号、エイデル研究所、2021、pp.6-15
- ・三木憲明「いじめ裁判の到達点と大津いじめ自殺事件判決の意義」、同前、pp.24-31
- ・武田さち子「子どもたちはSOSを出していた」、同前、pp.32-39
- ・文部科学省、都道府県・政令指定都市の懲戒処分等の基準(mext.go.jp) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411986_00001.htm(2021年11月7日最終 閲覧)
- ・日本弁護士連合会「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書(2018年1月18日)」、日弁連ホームページ
 - https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion_180118_05.pdf(nichibenren.or.jp) (2021年11月7日最終閲覧)
- ・喜多明人「子どもの権利の視点からみたいじめ防止対策推進法『見直し』の課題 子どもが安心してSOSを出せる学校環境のために」、『季刊教育法』191号、エイデル研究所、2016, pp.16-25。